

野々市市第6期障害福祉計画

野々市市第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

(案)

令和3年2月

野々市市

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1. 野々市市第6期障害福祉計画と野々市市第2期障害児福祉計画の位置づけ.....	2
2. 野々市市障害者基本計画との関係.....	2
第3節 計画の期間.....	3
<b>第2章 野々市市の障害のある人の現状</b> .....	4
第1節 人口構造.....	4
1. 野々市市全体の人口の推移.....	4
2. 世帯数の推移.....	4
第2節 障害のある人の状況.....	5
1. 手帳所持者数.....	5
(1) 手帳所持者の推移.....	5
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移.....	6
(3) 療育手帳所持者数の推移.....	7
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	8
(5) 難病患者等.....	9
2. 主な取り組みの事業規模.....	10
(1) 主な障害福祉サービスの事業規模.....	10
(2) 主な医療費助成の事業規模.....	11
<b>第3章 計画の基本理念</b> .....	12
第1節 本市の障害福祉分野における計画の基本理念と基本目標.....	12
1. 基本理念.....	12
2. 基本目標.....	13
(1) 障害福祉サービスの提供体制づくり.....	13
(2) 安心して暮らせる地域づくり.....	13
(3) 支援者のチーム力を高めるネットワークづくり.....	13
(4) 障害福祉を支える基盤づくり.....	13
(5) 障害のある人の生活の質の向上.....	13
3. 基本計画の施策体系と本計画の範囲.....	14
<b>第4章 障害福祉サービスの展開</b> .....	15
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービスの体系.....	15

1. サービスの体系 .....	15
2. 事業の内容 .....	16
(1) 自立支援給付 .....	16
(2) 障害児通所支援 .....	19
(3) 地域生活支援事業 .....	19
<b>第2節 成果目標と活動指標</b> .....	<b>22</b>
1. 成果目標 .....	22
(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続） .....	22
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続） .....	23
(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続） .....	24
(4) 福祉施設から一般就労への移行等（継続） .....	24
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（継続）【障害児福祉計画】 .....	26
(6) 相談支援体制の充実・強化（新規） .....	27
(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規） .....	28
2. 障害福祉サービス等の活動指標 .....	29
(1) 訪問系サービス .....	29
(2) 日中活動系サービス .....	30
(3) 居住系サービス .....	32
(4) 相談支援 .....	33
(5) 障害児通所支援【障害児福祉計画】 .....	34
(6) 障害児相談支援【障害児福祉計画】 .....	35
(7) 発達相談センター .....	35
3. 地域生活支援事業の活動指標 .....	36
(1) 地域生活支援事業の利用実績 .....	36
(2) 地域生活支援事業の見込量 .....	37
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>39</b>
<b>第1節 推進体制の整備</b> .....	<b>39</b>
<b>第2節 計画の進行管理</b> .....	<b>39</b>



# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、国の障害のある人への施策は大きく変化しました。障害者基本法は、平成16年の一部改正において障害を理由とする差別や権利侵害をしてはならないことが、平成23年の一部改正において「地域社会における共生」の実現が盛り込まれました。また、障害福祉サービス等の提供に関する法制度は、平成15年からは身体や知的障害を対象として利用者がサービスを選択する「支援費制度」が施行され、平成18年からは障害者自立支援法により、精神障害を含めたサービスへと再構築されました。その後、平成25年には障害のある人と障害のない人が地域で共に暮らす社会を目指し、障害者自立支援法が見直され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

その後、障害者総合支援法は平成28年6月に改正され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実等の見直しが行われました。また、同じく改正された児童福祉法により、障害のある子どもに対する支援の提供体制の構築を計画的に推進するため、自治体に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、平成30年度に第1期障害児福祉計画を策定しました。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本市の障害福祉の一層の充実を図るため「共に支え合い 住み慣れた地域で 誰もが安心して暮らせる社会の実現」を共通の基本理念として、平成30年度に改定した「野々市市障害者基本計画」（以下、基本計画）をもとに、「野々市市第6期障害福祉計画」（以下、障害福祉計画）及び「野々市市第2期障害児福祉計画」（以下、障害児福祉計画）を一体的に策定します。

なお、本計画は、次の事項を定め、障害福祉サービス等を円滑に実施していくことを目的とします。

- ① 令和5年度を目標年度として、「施設入所者の地域生活への移行」等5つの成果目標に加え、新たに「相談支援体制の充実強化」「障害福祉サービス等の質の向上」を加えます。
- ② 令和5年度までの障害福祉サービス等の年度ごとの量の見込みと確保方策を定めま

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 野々市市第6期障害福祉計画と野々市市第2期障害児福祉計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定します。

### 2. 野々市市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画の下位計画となります。本計画は、基本計画に記載される基本目標「1. 障害福祉サービスの提供体制づくり」に紐づく施策等の実施計画として、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量等を定めます。

図1 計画の位置づけ

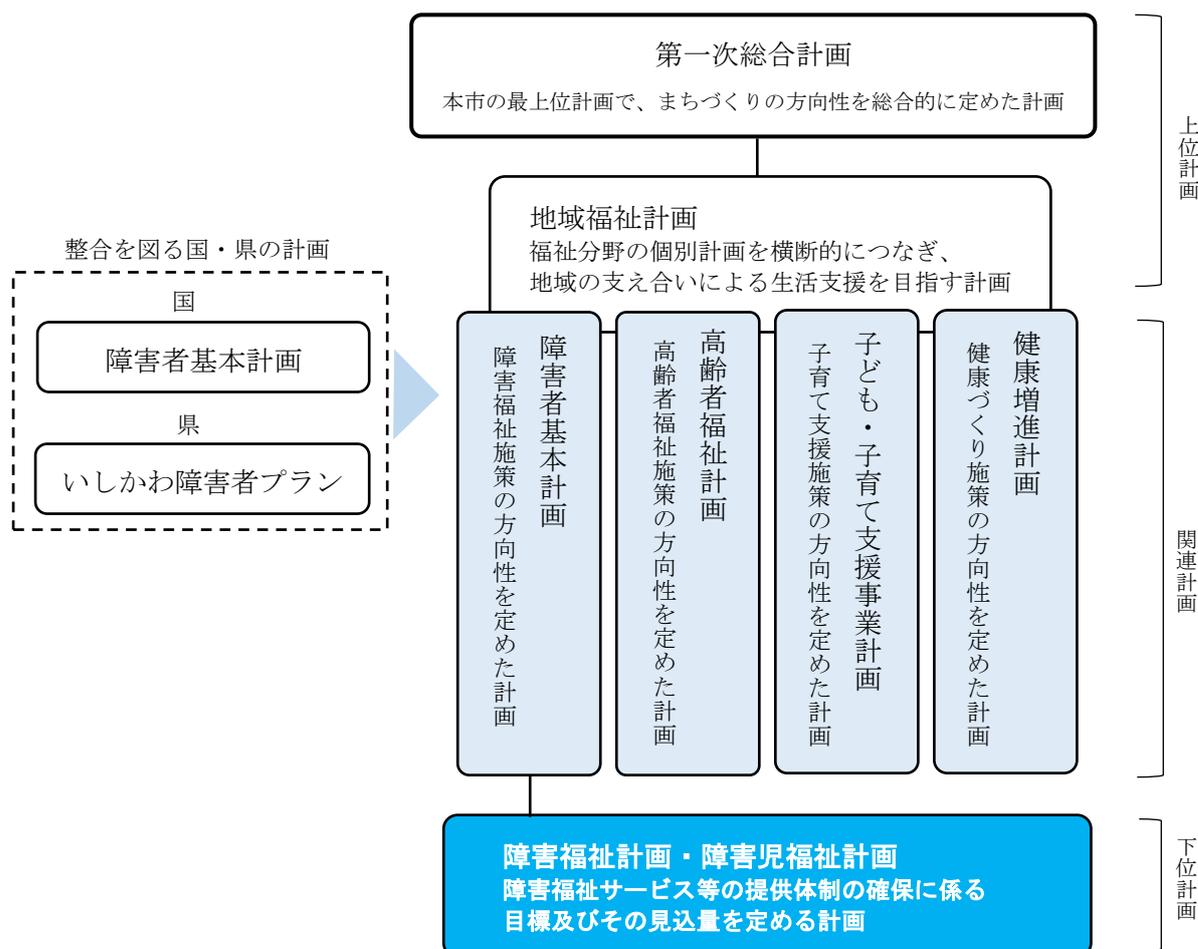


図 2 根拠法令と役割の整理

	野々市市障害者基本計画	野々市市第6期障害福祉計画 野々市市第2期障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
本市の障害福祉における役割	総合計画の下位計画として、本市の障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する基本的な事項を定める計画	基本計画の下位計画として、国の基本指針に即し、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定める計画
計画期間	平成30年度～令和5年度(6年間)	令和3年度～令和5年度(3年間) ※国の基本指針による

### 第3節 計画の期間

令和3年度から令和5年度までを第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間とします。なお、定期的に調査、分析及び評価を行った結果、策定された計画を変更することがあります。

図 3 計画の期間

平成30年度 2018年	令和元年度 2019年	令和2年度 2020年	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年
野々市市障害者基本計画 (第2期計画)					
野々市市第5期障害福祉計画 野々市市第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			野々市市第6期障害福祉計画 野々市市第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)		

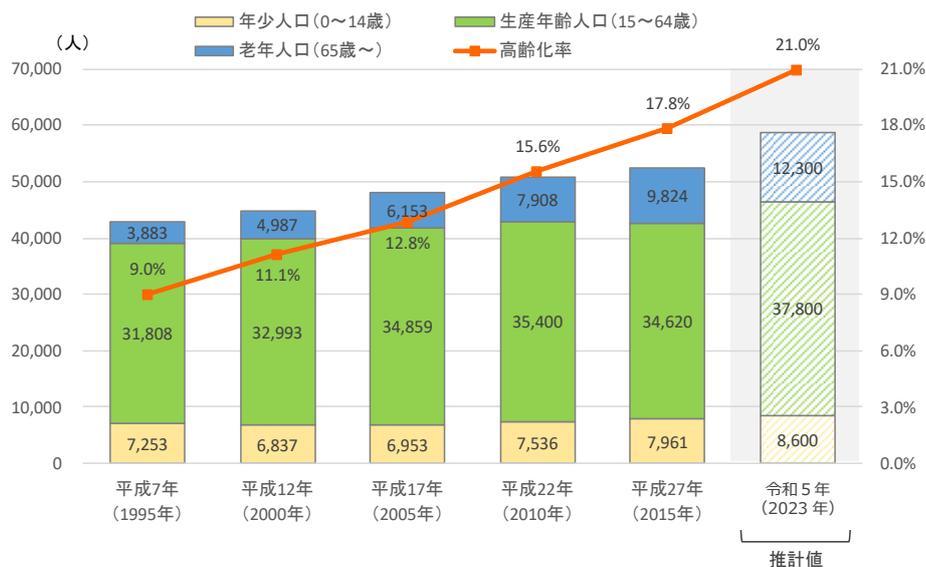
## 第2章 野々市市の障害のある人の現状

### 第1節 人口構造

#### 1. 野々市市全体の人口の推移

本市の平成27年の人口は55,099人で、今後も増加することが想定されています。また、高齢化率が増加傾向にあります。

図4 人口の推移

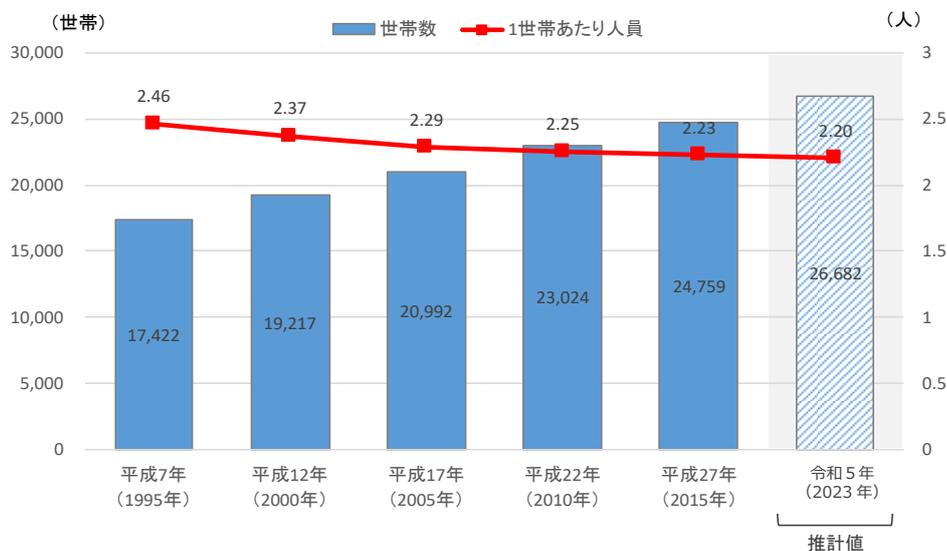


※統計上の年齢不詳を除いているため、各年の年齢3区分人口の和は、総人口と一致しない  
資料：国勢調査(各年10月1日)、推計値は福祉総務課が独自に算出

#### 2. 世帯数の推移

本市の平成27年の世帯数は24,759世帯で、今後も増加することが想定されています。また、1世帯あたり人員が減少傾向にあります。

図5 世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)、推計値は福祉総務課が独自に算出

## 第2節 障害のある人の状況

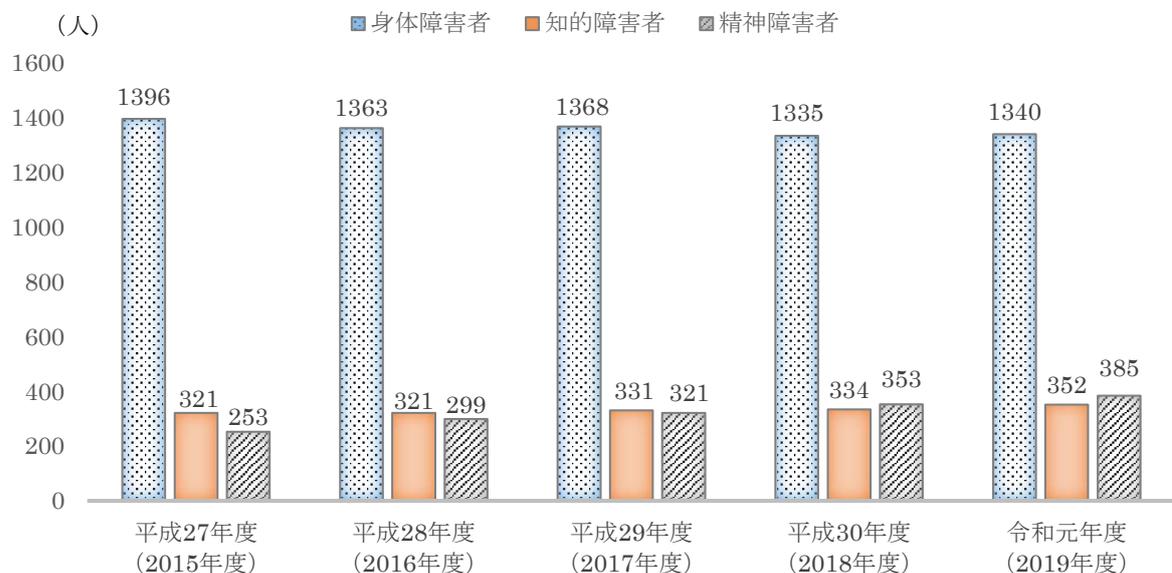
### 1. 手帳所持者数

#### (1) 手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者は微減、療育手帳所持者（知的障害のある人）は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります。

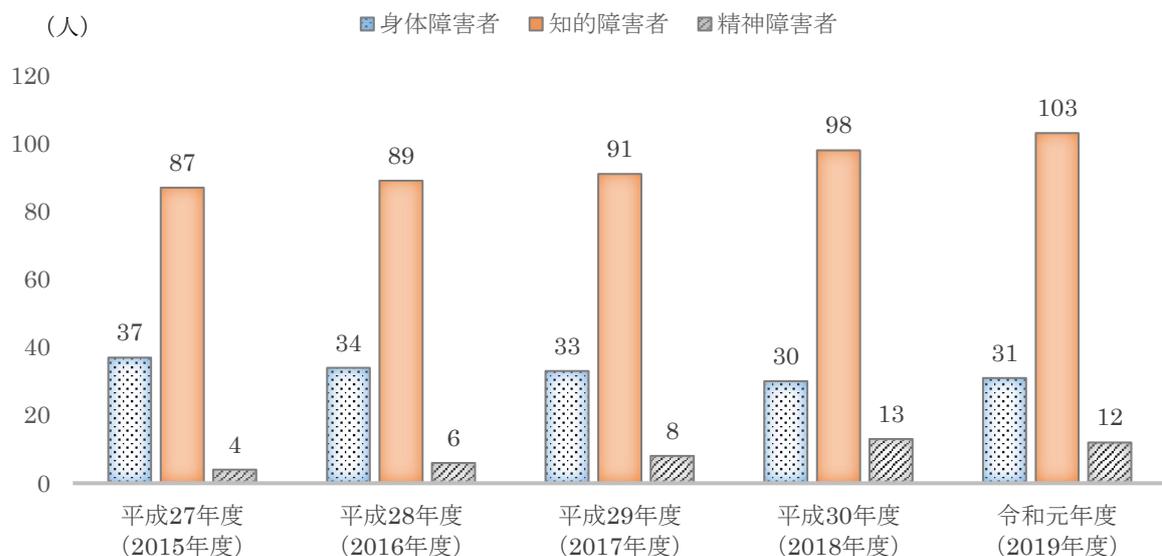
子ども（18歳未満）の手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者は増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増する傾向にあります。

図6 手帳所持者の推移



資料：福祉総務課

図7 子どもの手帳所持者の推移



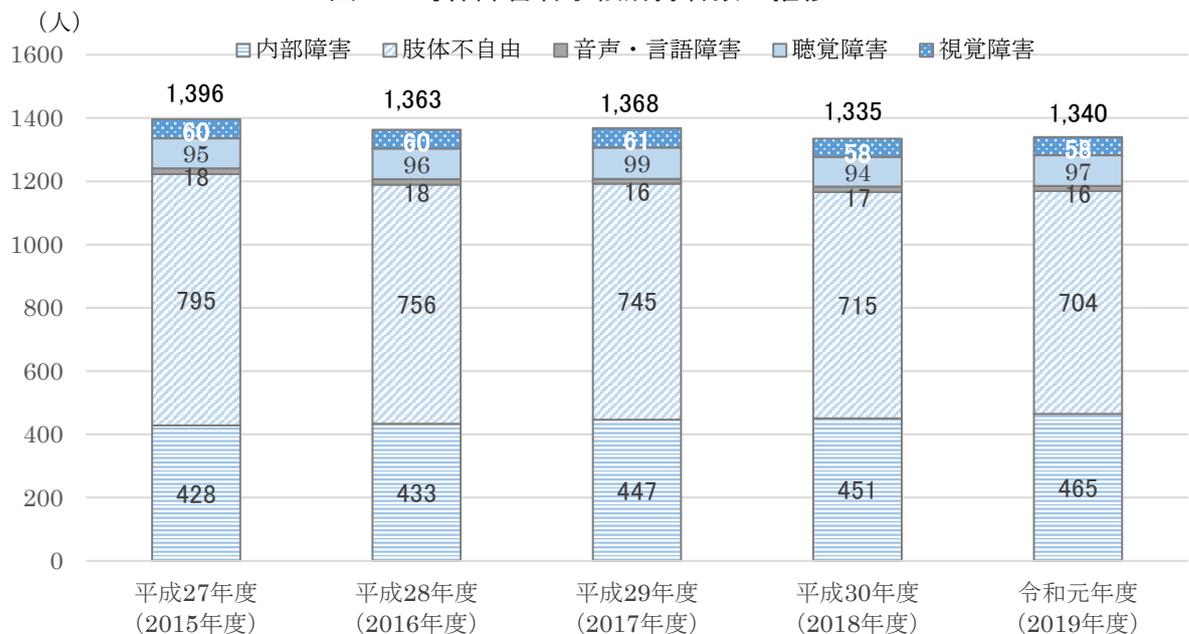
資料：福祉総務課

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の令和元年度末の身体障害者手帳所持者は1,340人で、障害の部位別では、「肢体」が704人と最も多くなっています。

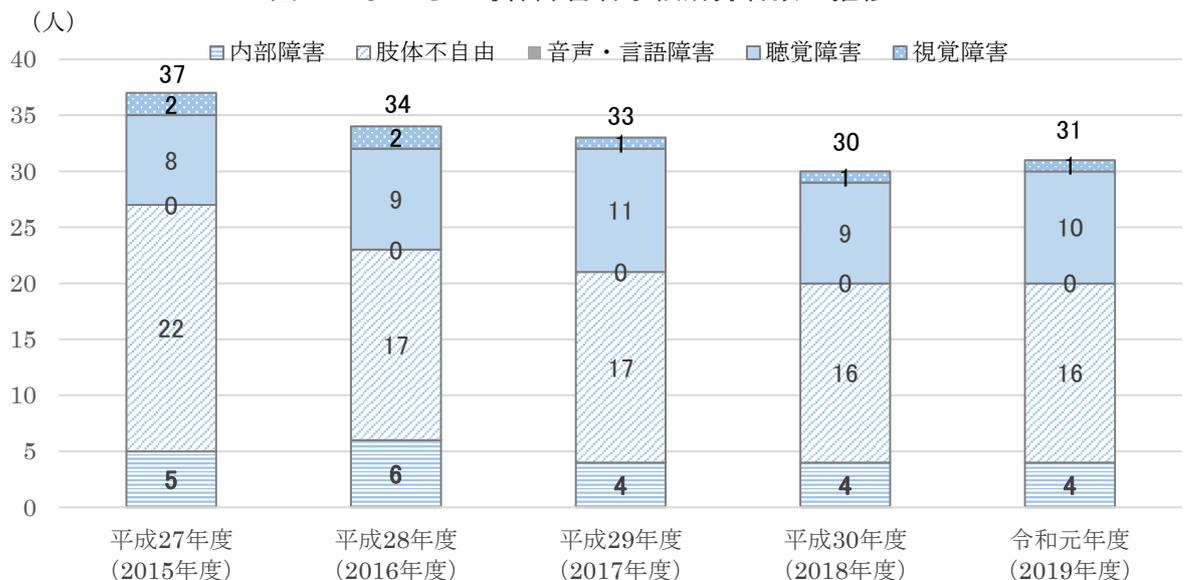
本市の令和元年度末の子どもの身体障害者手帳所持者は31人で、障害の部位別では、「肢体」が16人と最も多くなっています。

図 8 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉総務課

図 9 子どもの身体障害者手帳所持者数の推移



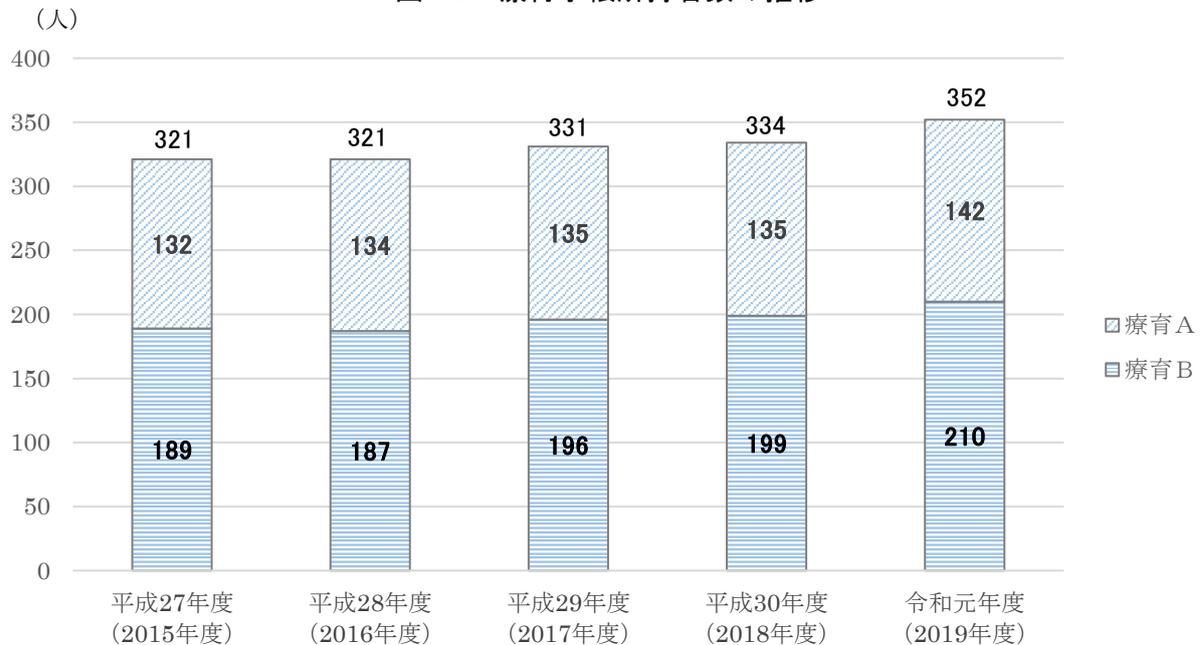
資料：福祉総務課

### (3) 療育手帳所持者数の推移

本市の令和元年度末の療育手帳所持者は352人で、その内訳は「判定A」が142人、「判定B」が210人となっています。

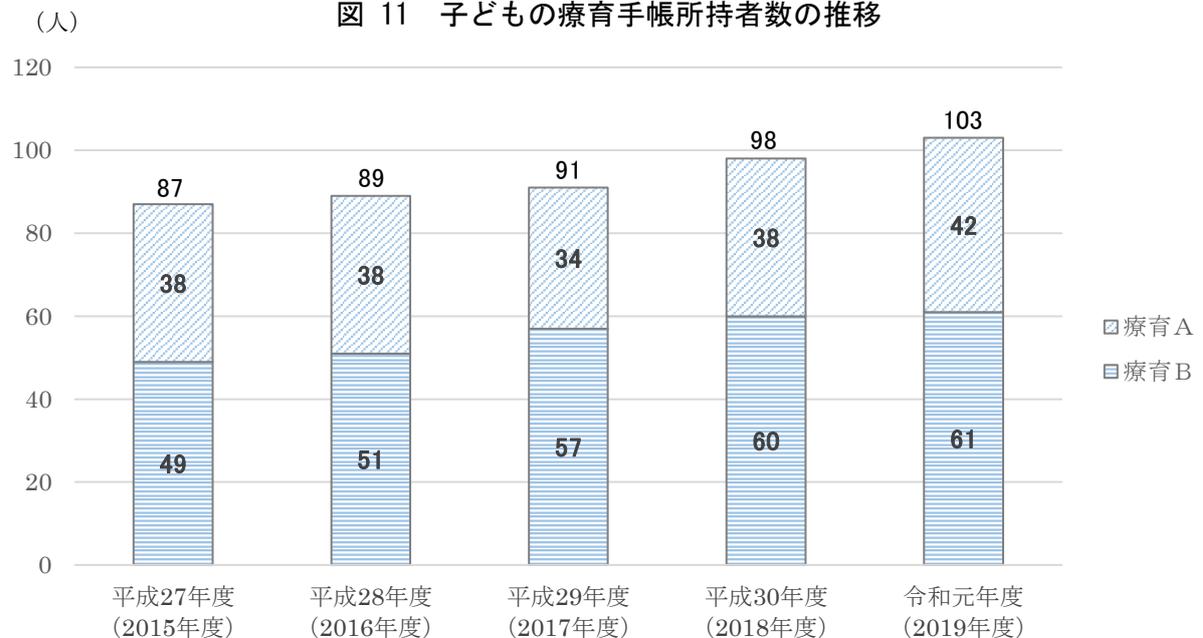
本市の令和元年度末の子どもの療育手帳所持者は103人で、その内訳は「判定A」が42人、「判定B」が61人となっています。

図 10 療育手帳所持者数の推移



資料：福祉総務課

図 11 子どもの療育手帳所持者数の推移



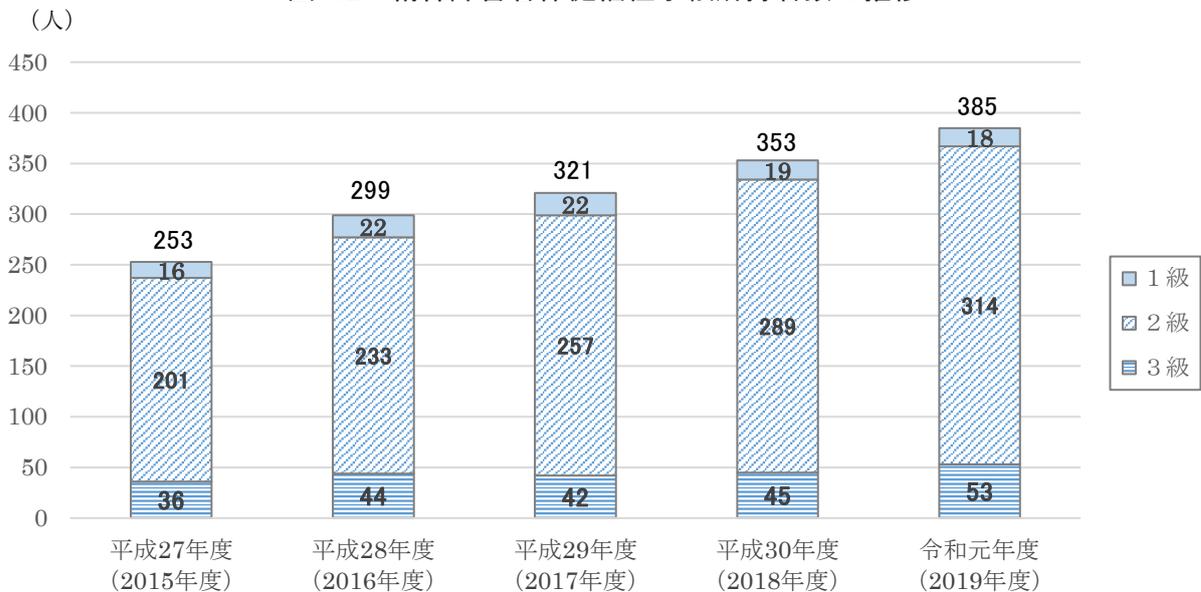
資料：福祉総務課

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の令和元年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者は385人で、その内訳は「1級」が18人、「2級」が314人、「3級」が53人となっています。

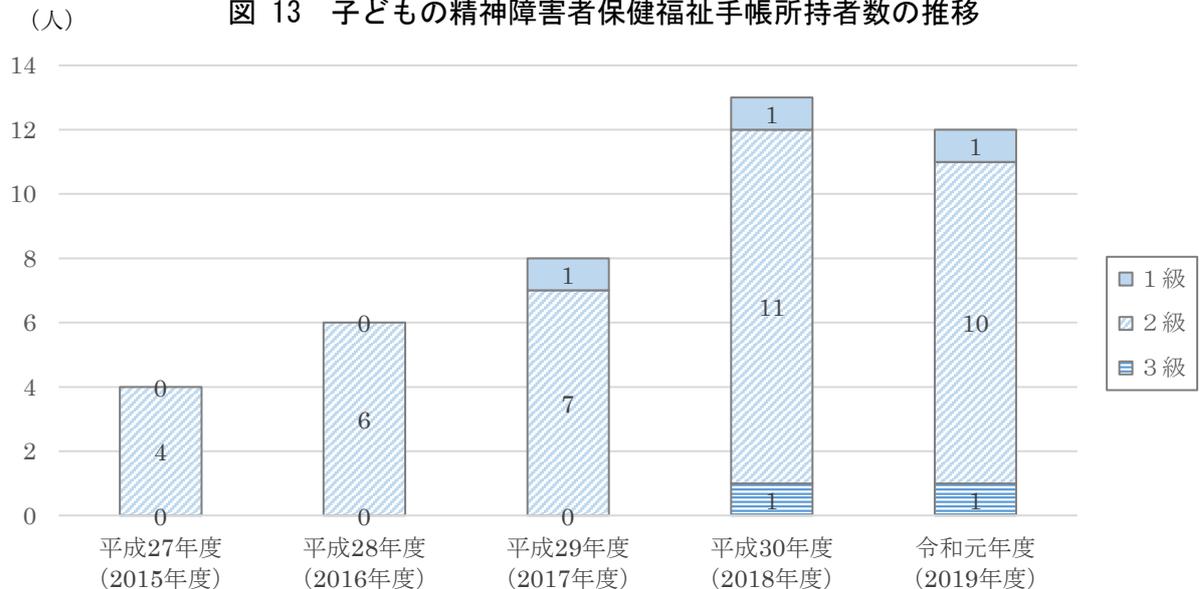
本市の令和元年度末の子どもの精神障害者保健福祉手帳所持者は12人で、その内訳は「1級」が1人、「2級」が10人、「3級」が1人となっています。

図 12 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉総務課

図 13 子どもの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



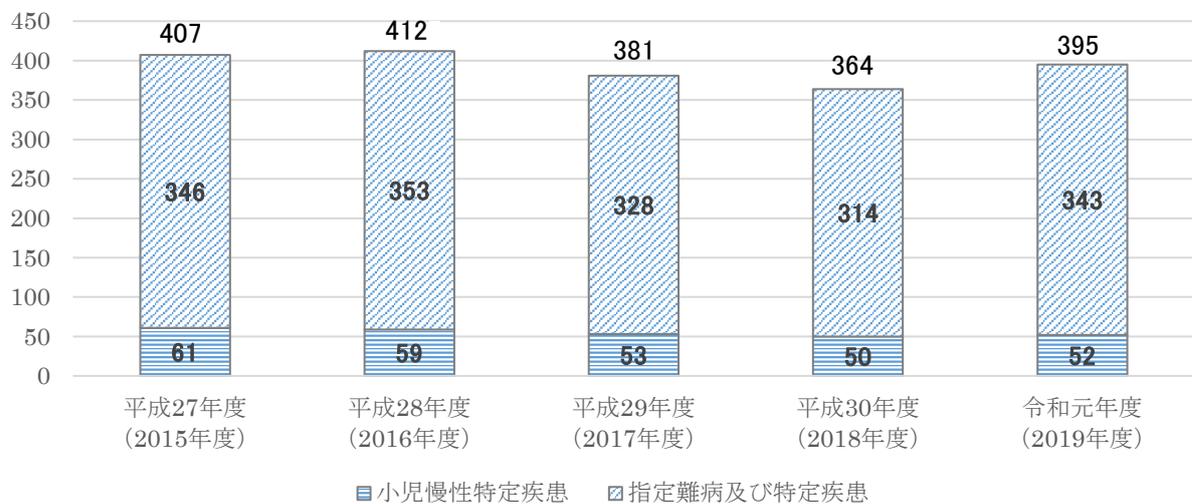
資料：福祉総務課

## (5) 難病患者等

障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給対象として361疾病が難病と指定され、この内、難病の患者に対する医療等に関する法律により医療費の助成対象となる疾病として333疾病が指定されています。また、18歳未満（20歳前日まで延長可）の医療費の助成対象となる小児慢性特定疾病については、児童福祉法で762疾病が定められています。

本市の令和元年度末の難病に対する医療費給付の受給者証所持者数は395人で、平成28年度から減少していましたが、令和元年度は上昇に転じています。一時的に減少したのは制度改正に伴う変動であると考えられます。

図 14 難病に対する医療費給付の受給者証所持者数の推移



※平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象疾患が拡大されている

資料：石川中央保健福祉センター「健康しかけ人白書」

## 2. 主な取り組みの事業規模

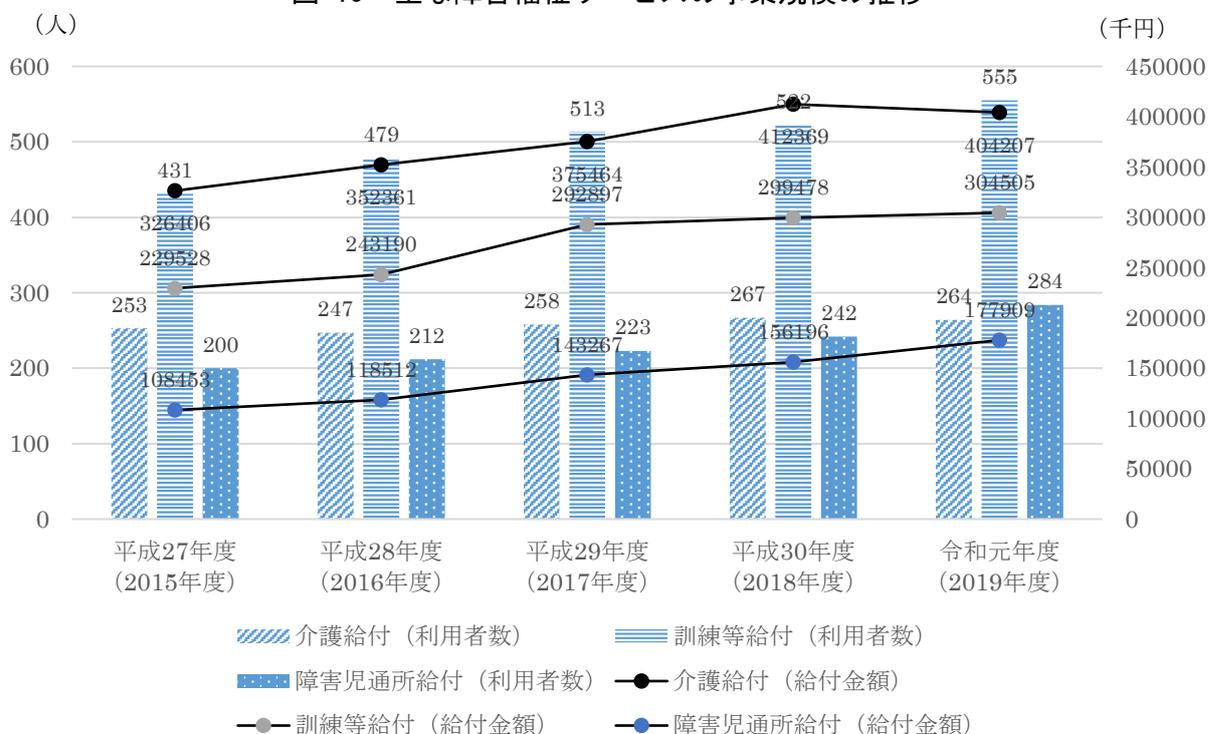
本計画の事業規模の状況を把握するため、規模の大きい主な事業について、事業規模を示します。

### (1) 主な障害福祉サービスの事業規模

障害福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、障害児を対象とした「障害児通所給付」等があります。

近年、「介護給付」の利用者数は横ばいで推移し、「訓練等給付」「障害児通所給付」の利用者数が増加しています。また、給付金額はいずれも増加傾向にあります。

図 15 主な障害福祉サービスの事業規模の推移

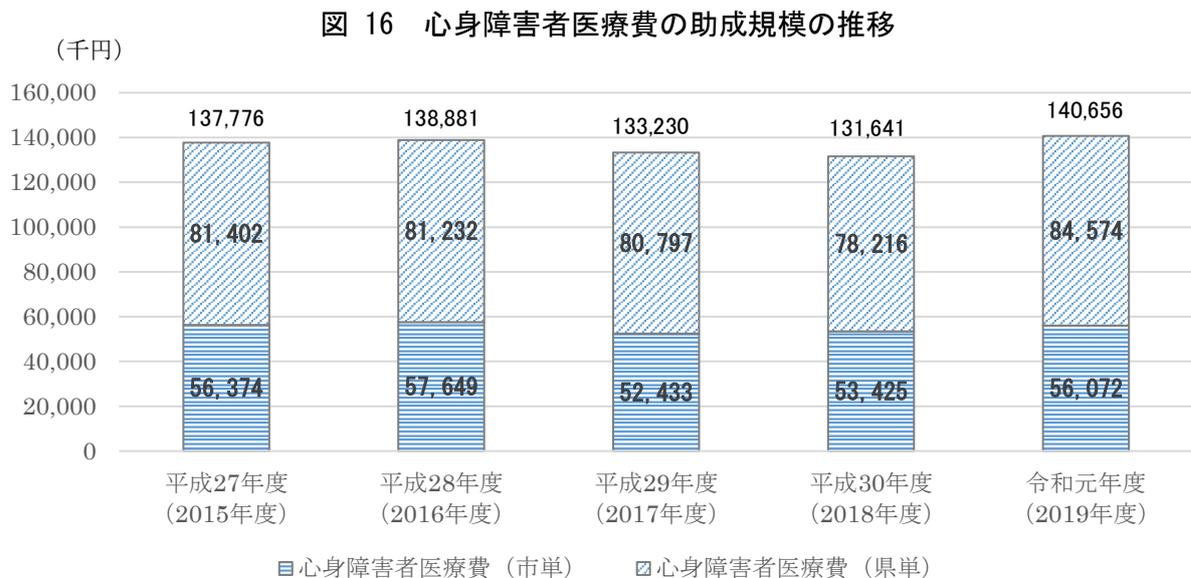


資料：福祉総務課

## (2) 主な医療費助成の事業規模

### ①心身障害者医療費の助成規模の推移

身体障害者手帳1級～4級、または療育手帳の交付を受けている方、さらに令和2年10月からは精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象に、必要とする医療を受けられるよう、医療費（保険対象自己負担分）を公費負担し、心身障害のある人の健康の保持及び生活の安定を図っています。



資料：福祉総務課

### ②心身障害者医療費の助成の利用状況の推移

心身障害者医療費の助成の利用状況を以下に示します。

#### ■ 心身障害者医療費の助成状況

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	1,283	1,276	1,308	1,286	1,295

## 第3章 計画の基本理念

### 第1節 本市の障害福祉分野における計画の基本理念と基本目標

#### 1. 基本理念

基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、障害福祉施策を効果的に推進する観点から、一体的に取り組んでいく必要があります。

そこで、障害福祉分野における計画の共通の基本理念と基本目標を次のとおり掲げ、施策を推進していきます。

**共に支え合い 住み慣れた地域で  
誰もが安心して暮らせる社会の実現**

基本理念には、以下のような意味が込められています。

#### 共に支え合い

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として、参加・貢献する共生社会を築いていくことを目指します。そのために、障害についての理解を深め、社会参加の機会を増やし、社会的な障壁をなくしていくことに取り組みます。

#### 住み慣れた地域で

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れる状態を目指します。そのために、地域への参加の促進や、自助・共助・公助の考え方に基づいた支え合いの推進に取り組みます。

#### 誰もが安心して 暮らせる社会の実現

「共に支え合い」「住み慣れた地域で」暮らすために、障害のある人の生活を支える適切な支援を提供していくことを目指します。そのために、支援ニーズに応じた障害福祉サービスの量と質の充実に取り組んでいきます。

## 2. 基本目標

基本理念の下に、以下の基本目標を設定し、実現に向けて様々な施策を推進します。

### (1) 障害福祉サービスの提供体制づくり

障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくためサービス提供体制の充実を推進します。

障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある子どもの療育体制を充実していきます。

### (2) 安心して暮らせる地域づくり

障害のある人が地域の中で、安心して暮らすために、地域の理解を促進し、参加と支え合いによる地域の協力体制を強化していきます。

障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

### (3) 支援者のチーム力を高めるネットワークづくり

人材や事業費等の限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に障害福祉サービスを提供していくため、サービス体系を支える関係者との連携を強化していきます。

地域生活支援拠点の機能を確保していくために、体制づくりを推進します。各種相談窓口をネットワーク化して情報を集約し、関係者との情報共有を図ることでサービスの質を向上させます。また、共生社会のあり方を研究していきます。

### (4) 障害福祉を支える基盤づくり

障害福祉を推進していくため、ソフト・ハードの両面から基盤の強化に取り組みます。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、情報発信、差別解消、権利擁護、虐待防止、福祉教育を推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、住環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

### (5) 障害のある人の生活の質の向上

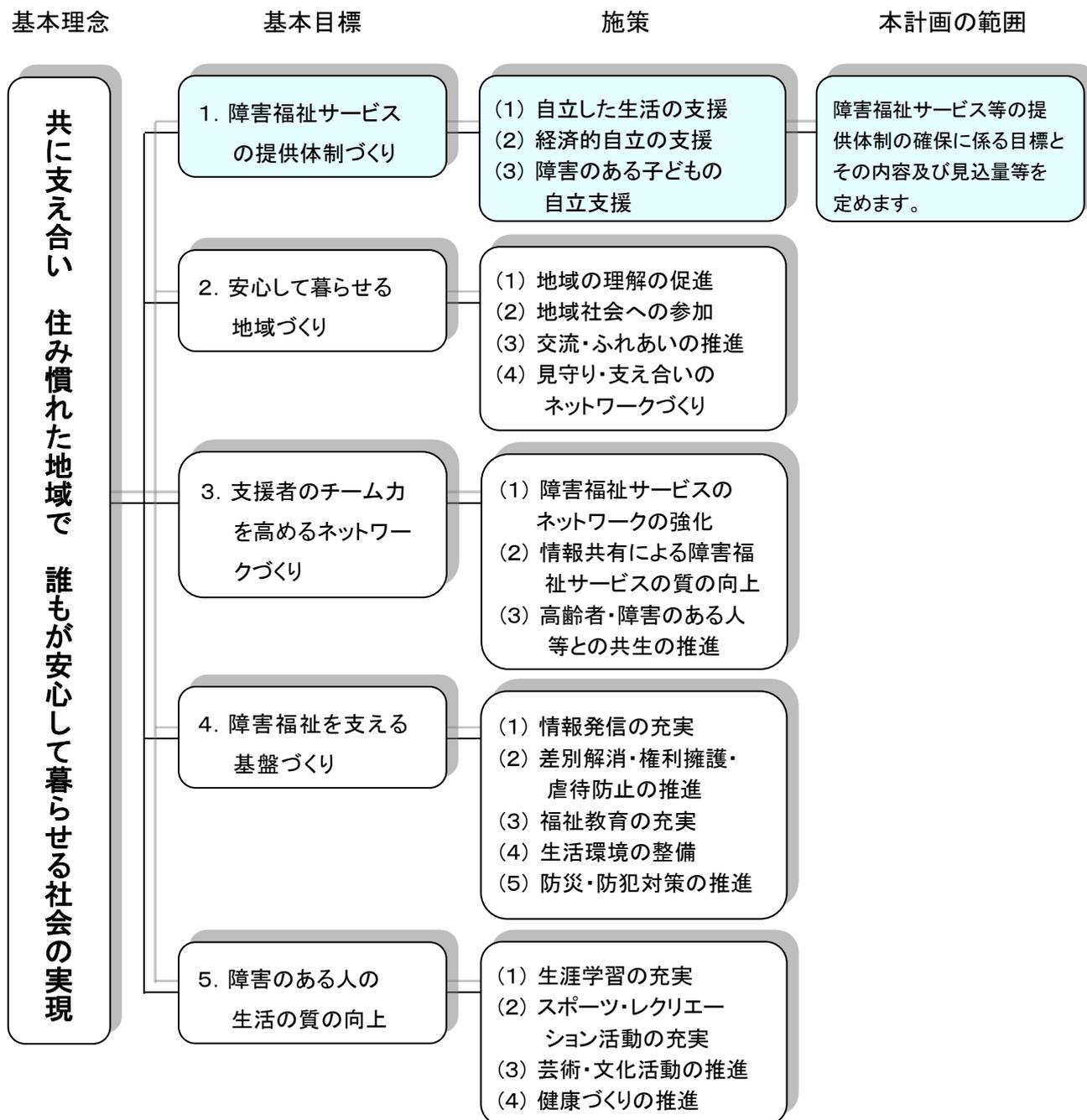
障害のある人が、主体的に活動することで、自らの生活の質を高められるようになるため、様々な社会活動へ参加できる環境を整えていきます。

生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり等の活動の関係者と連携し、障害の有無に関わらず活動を楽しめる環境づくりを推進します。

### 3. 基本計画の施策体系と本計画の範囲

本市の障害福祉分野の施策全体の方向性を示す基本計画は、以下の施策体系で構成されています。

本計画では、主に基本目標「1. 障害福祉サービスの提供体制づくり」に紐付く障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標とその内容及び見込量等を定めます。



## 第4章 障害福祉サービスの展開

### 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービスの体系

#### 1. サービスの体系

本計画で展開するサービスは、障害者総合支援法による自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による児童通所支援から構成されます。

図 17 サービスの体系



## 2. 事業の内容

本計画で展開するサービスの内容を以下に示します。なお、介護給付及び訓練等給付のサービスは利用の場面ごとに記載します。

図 18 介護給付及び訓練等給付のサービスの利用の場面ごとの整理

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護	生活介護 療養介護 短期入所	施設入所支援
訓練等給付		自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助	共同生活援助 （グループホーム）

### （1）自立支援給付

#### ①訪問系サービス

##### ア. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

##### イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で介護や外出時の移動支援等を総合的に提供します。

##### ウ. 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い重度障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

##### エ. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を提供します。

##### オ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難のある人等に、移動に必要な情報の支援（代筆・代読を含む）、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を提供します。

#### ②日中活動系サービス

##### ア. 生活介護

常時介護を必要とする障害のある人で、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な人で、障害支援区分3（施設入居者は障害支援区分4）以上、また50歳以上の障害のある人の場合、障害支援区分2（施設入居者は障害支援区分3）以上の人が想定されています。

#### イ. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。

このうち、機能訓練は、身体障害のある人のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行うものです。生活訓練は、知的障害のある人と精神障害のある人の生活能力の維持・向上などを行うものです。両訓練とも訓練の長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

#### ウ. 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。標準利用期間が定められています。

#### エ. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。この事業には、A型とB型の2つのタイプがあり、内容は次のとおりです。

A型：雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった人、盲・ろう・養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、一般企業を離職した人や就労経験のある人等が対象となります。

B型：就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人、一定の年齢に達している人が対象となります。

#### オ. 就労定着支援

就労移行支援等を利用した後、一般企業等に新たに雇用され、就労を継続している期間が6か月を経過した障害のある人の就労の継続を図るため、企業や事業所等の連絡調整を行い、社会生活を営むうえでの各種の課題に対する相談や助言等の必要な支援を行います。

#### カ. 療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。利用期限は定められていません。

利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医学的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある人で障害支援区分5以上の人を想定しています。

#### キ. 短期入所

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害のある人を障害者支援施設等へ短期間入居させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供するものです。

### ③ 居住系サービス

#### ア. 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者に対して、自立した日常生活を営むうえで直面する課題に、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行います。

#### イ. 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない人に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。利用期限はありません。

利用対象者は、就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある人、精神障害のある人であって、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されています。

#### ウ. 施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

### ④ 相談支援

#### ア. 計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する人を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

#### イ. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。

#### ウ. 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急時に相談や訪問等の支援を行います。

## (2) 障害児通所支援

### ①障害児通所支援

#### ア. 児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業所の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

#### イ. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### ウ. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### ②障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、障害児支援利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

## (3) 地域生活支援事業

### ①必須事業

#### ア. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人に対する理解を深めるため教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の研修や啓発事業を行います。

また、手話言語・障害者コミュニケーション条例の趣旨に合わせた事業を行います。

#### イ. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等の活動を支援します。

#### ウ. 相談支援事業

障害のある人、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、自立支援協議会の活用により、相談支援体制やネットワークを構築します。

#### エ. 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

#### オ. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の業務を適正に行う法人を確保するための研修・組織体制の整備、活動支援を行います。

#### カ. 意思疎通支援事業

聴覚や視覚等に障害があるために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

#### キ. 日常生活用具給付事業

特殊寝台等、障害のある人が日常生活を営むために必要な用具を給付します。介護・訓練用具、自立生活用具、在宅療養等用具、情報・意思疎通用具、排せつ管理用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の6種類の用具があります。

#### ク. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

#### ケ. 移動支援事業

円滑に外出できるよう支援します。個別支援型、グループ支援型があり、対象者は、屋外での移動に支援が必要な、1) 体幹もしくは両上下肢の障害で1級に相当する障害のある人、2) 知的障害のある人、3) 一人での外出が困難な精神障害のある人、4) 難病患者等のうち、1) と同程度の方、5) 発達障害と診断された人です。

#### コ. 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。

### ②任意事業

#### ア. 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持等を図ります。

**イ. 生活訓練等事業**

中途失明又は失聴した人や介護者が障害、疾病、高齢、就労等により介護できなくなった視覚障害の人又は聴覚障害の人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。

**ウ. 日中一時支援事業**

家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害のある方に日中の活動の場を提供します。

**エ. レクリエーション活動等事業**

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者スポーツ交流大会を開催します。

**オ. 自動車運転免許取得・改造助成事業**

重度身体障害の人の社会参加促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費及び就労等に必要な自動車の取得費又は改造費を一部助成します。

**③その他**

**ア. 発達相談センター**

心身の発達に関する相談や支援の総合的な窓口です。関係機関と連携し、発達の気になる幼児から成人までの一貫した相談に応じています。

## 第2節 成果目標と活動指標

### 1. 成果目標

本市の障害福祉分野における計画の基本理念の実現に向けて、障害のある人の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援等に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

##### 〔第5期計画の実績〕

項 目		数 値	備 考
基準値	H28 年度末時点の施設入所者数	52 人	H29.3.31 現在の施設入所者数
目標値	地域生活移行者数	5 人 (10%)	R1 年度末段階で、施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数(割合は、地域生活移行者数を施設入所者で除した値)
	施設入所者削減数	2 人 (4%)	R1 年度末段階での削減見込数(割合については、削減見込数を H29.3.31 時点の施設入所者で除した値)
実績値	地域生活移行者数	1 人 (2%)	R1 年度段階の地域移行者数
	施設入所者削減数	2 人 (4%)	R1 年度段階の施設入所者削減者数

地域生活移行者数は目標値の未達成ですが、施設入所者削減数は、目標値を達成しています。

これは、長年入所している利用者が多く、地域に移行することは容易ではなく、移行可能な対象者の支援が進むための支援体制や地域資源の充実を図る必要があります。

地域生活移行者の1名はグループホームへ移行しています。

##### 〔第6期計画の目標〕

項 目		数 値	備 考
基準値	R1 年度末時点の施設入所者数	56 人	R1.3.31 現在の施設入所者数
成果目標	地域生活移行者数	3 人 (5%)	R5 年度末段階で、施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数(割合は、地域生活移行者数を施設入所者で除した値)
	施設入所者削減見込	3 人 (5%)	R5 年度末段階での削減見込数(割合については、削減見込数を R1.3.31 時点の施設入所者で除した値)

地域生活移行に係る成果目標は、国の基本指針により令和元年度末時点の施設入所者数を基準として設定しています。

地域生活移行を進めるにあたっては、県や福祉圏域の自治体、障害福祉サービス事業

者や当事者団体、家族等と協力しながら必要な相談支援、居住サービス（グループホーム等）を充実させ、地域への移行を進めます。また、広報活動や「理解促進研修・啓発事業」等により、障害についての理解を促し、障害のある人に対する差別や偏見意識の解消に努め、障害のない人と共に安心して暮らせる地域環境の改善に努めます。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

### 〔第5期計画の実績〕

項 目		数 値	備 考
実績値	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 協議体	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築について、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を令和2年度中に協議の場を設置します。

### 〔第6期計画の目標〕

項 目		数 値	備 考
活動指標	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数(新)	2 回	
	精神障害者の地域移行支援の利用者数(新)	3 人	R1 年度段階の地域移行支援利用者数 1 人
	精神障害者の地域定着支援の利用者数(新)	3 人	R1 年度段階の地域定着支援利用者数 1 人
	精神障害者の共同生活援助の利用者数(新)	15 人	R1 年度段階の共同生活援助利用者数 13 人

今後、協議の場を設置後、対象者の把握や地域の課題を整理して必要な資源を検討していきます。

また、長期に入院している精神障害者の医療機関からの地域移行に向けては、医療や保健、福祉の関係者や地域の民生委員等との退院時の調整会議を行う等により、当事者及びその家族への支援が行われ、地域への移行がスムーズにいくような連携体制の構築に努めていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）

#### 〔第5期計画の実績〕

項 目		数 値	備 考
実績値	地域生活支援拠点等の整備	0箇所	面的整備型の地域生活支援拠点の整備を目指すために、相談体制と緊急時の受け入れ体制について検討を実施

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の高齢化・重度化や重度の心身障害のある人等の地域生活への対応や「親亡き後」を見据えて、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など居住支援のための機能を、地域の実情に応じて創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。

現状では目標値に達成していませんが、福祉サービスを活用することも含め、体制を確保していきます。

#### 〔第6期計画の目標〕

項 目		数 値	備 考
成果目標	地域生活支援拠点等の整備	1箇所	市内外のサービス事業所への委託により、面的整備に努める
活動指標	地域生活支援拠点における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(新)	1回	

本市では、引き続き地域生活支援拠点の面的整備を進めていく方向とし、整備に向けて関係者との調整を今後も努めていきます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等（継続）

#### 〔第5期計画の実績〕

項 目		数 値	備 考
基準値	H28年度の一般就労移行者数	5人	
目標値	R1年度中の一般就労移行者数	8人	・R1年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の人数 ・H28年度の移行実績の1.5倍
実績値	R1年度中の一般就労移行者数	6人	R1年度中に施設を退所し、一般就労する方の人数

一般就労移行者数は、目標値を下回っています。

本市では、障害者就職面接・相談会をハローワークと共催で開催するなど、一般就労の移行に向けた取り組みを行っております。

〔第6期計画の目標〕

項 目		数 値	備 考
基準値	R1年度の一般就労移行者数	6人	
成果目標	R5年度中の一般就労移行者数	8人	・R5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の人数 ・R1年度の移行実績の1.27倍以上
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者(新)	6人 70%	・7割以上 ・R5年度中に一般就労に移行し、就労継続期間6か月経過の者
活動指標	移行支援事業から一般就労移行者数(新)	6人	R1年度段階の移行者数5人
	就労継続支援A型から一般就労移行者数(新)	2人	R1年度段階の移行者数1人

一般就労への移行者数に係る成果目標は、国の基本指針を参考に、令和元年度の一般就労移行者数を基準として設定しています。

一般就労への移行を進めるにあたっては、ハローワークや石川県障害者職業支援センター等の就労支援機関との連携を強化し、障害のある人を適切な機関へ繋ぐことで、一般就労への移行を進めます。また、ハローワークと共催で開催している障害者就職面接・相談会を引き続き行うことで、障害のある人の雇用機会の拡大を図ります。

また、就労サービスの就労継続支援B型の利用者については、本人の状態に合わせて訓練を重ねる中で就労継続支援A型、就労移行支援の過程を経て一般就労につながるよう努めます。

一旦、就労をしたが途中で退職となったり、就労に就けずに困っている障害のある人については、教育機関や相談支援専門員との連携により対象者の把握を行ったり、当事者や家族等の身近な人が就労に関する相談先がわかるように情報を発信したりするなど働きかけるよう努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（継続）【障害児福祉計画】

〔第5期計画の実績〕

項 目		数 値	備 考
実績値	児童発達支援センター	一箇所	近隣市のサービス資源を活用
実績値	保育所等訪問支援体制の構築	一箇所	近隣市のサービス資源を活用
実績値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	一箇所	近隣市のサービス資源を活用
実績値	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	一箇所	近隣市のサービス資源を活用
実績値	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	R1年度から実施

本市での児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、単独での設置は難しいことから、圏域で整備されている児童発達支援センターの活用や近隣市の受け入れ実績のある事業所と連携し、体制を確保しています。補完的機能として、野々市市発達相談センターが同センターの相談事業利用者について保育所訪問支援を実施しています。

医療的ケア児支援のための協議の場については、令和元年度に自立支援協議会の医療的ケア児部会を設置し、医療的ケア児の把握方法や実態把握などについて検討しています。

〔第6期計画の目標〕

項 目		数 値	備 考
活動 目標	医療的ケア児部会等の開催回数(新)	4回	R1年度から実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(新)	1人	

本市に設置されていない児童発達支援センターや保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童通所サービス事業については、引き続き近隣市の事業所と連携を行っていくと同時に、今後、新たに事業所の開設相談がある場合には、重症心身障害児の支援体制を確保していくよう働きかけていきます。

また、医療的ケア児の支援については、引き続き把握方法や実態把握の他、感染症及び緊急時の対応も含めた支援体制の整備について引き続き、努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化（新規）

〔第6期計画の目標〕

成果目標	相談支援体制の確保		
	項目	数値	備考
活動目標	基幹相談機能(※1)の整備	1箇所	令和4年度の設置に向けて体制構築に取り組む
	ペアレントトレーニング(※2)やペアレントプログラム(※3)等の支援プログラム等の受講者数	15人	

令和4年度の野々市市基幹相談機能の設置に向けて、市内の相談支援体制の体制整備について検討していきます。基幹相談機能については、専門的な指導や助言、相談支援事業者の人材育成等の機能を備えた整備に努めます。

野々市市発達相談センターでは、ペアレントプログラム等による家族支援を実施していきます。ペアレントメンター(※4)やピアサポート事業については、県発達相談センターと連携を図りながら支援に努めます。

※1 基幹相談機能

地域の実情に応じた身近な相談支援の拠点として、障害のある人の総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援事業者への専門指導、助言、人材育成を担う機能

※2 ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援の一つ

※3 ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム

※4 ペアレントメンター

発達障害の子供を育てた保護者がその育児経験を活かし同じ親の立場からサポートを行います。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

〔第6期計画の目標〕

成果 目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築		
	項 目	数 値	備 考
活動 目標	障害福祉サービスの 充実	1 回	審査支払に関する研修等に参加し、適正な運営を目指す

障害福祉サービスの審査支払に関する研修等に参加し、適切な運営が行われるよう努めます。

また、障害福祉サービスに関する研修等の参加で市職員の力量形成を図るとともに、自立支援協議会の部会等の関係者との連携により、サービス提供の効率化を図ることや新たな資源を発掘する等により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

## 2. 障害福祉サービス等の活動指標

成果目標を達成するために必要な量の見込みを活動指標としてサービスごとに設定します。

### (1) 訪問系サービス

#### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護	人分 時間分	35 451	32 504	32 458	35 508	37 481	39 507

※一月あたりの平均値

平成30～令和2年度の利用実績は、利用人数の伸びは減少傾向にあります。

#### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護	人分 時間分	33 472	33 472	34 486

※一月あたりの平均値

訪問系サービスは、成果目標の「施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の整備が進むことで地域での需要が高まる可能性があることから、利用者の状況に応じて必要なサービス量が確保できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動サービス（短期入所を除く）

〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人分	102	102	108	101	104	107
	人日分	2,047	2,091	2,192	1,951	2,038	2,129
自立訓練(機能訓練)	人分	1	3	2	1	1	1
	人日分	4	28	13	5	5	5
自立訓練(生活訓練)	人分	5	6	2	6	7	8
	人日分	53	75	23	69	80	92
就労移行支援	人分	8	3	5	19	26	36
	人日分	121	15	50	326	454	632
就労継続支援(A型)	人分	56	51	49	55	57	59
	人日分	1,161	1,001	956	1,045	1,083	1,121
就労継続支援(B型)	人分	80	85	88	88	99	111
	人日分	1,369	1,505	1,496	1,565	1,778	2,021
療養介護	人分	12	11	11	12	12	12
	人日分						

※一月あたりの平均値

生活介護や自立訓練（機能訓練）の平成30～令和2年度の実績は、増加傾向にあります。また、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の実績は見込量を下回っています。

〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	108	108	109
	人日分	2,192	2,192	2,213
自立訓練(機能訓練)	人分	2	2	2
	人日分	13	13	13
自立訓練(生活訓練)	人分	2	2	2
	人日分	23	23	23
就労移行支援	人分	7	9	11
	人日分	70	90	110
就労継続支援(A型)	人分	50	53	55
	人日分	975	1,034	1,073
就労継続支援(B型)	人分	91	93	95
	人日分	1,547	1,581	1,615
就労定着支援(新)	人分	8	9	10
	人日分			
療養介護	人分	11	11	11
	人日分			

※一月あたりの平均値

就労系のサービスの実績の伸びは少ない状況でしたが、精神障害手帳所持者数の増加があることから、今後の利用意向は高まると想定されます。関係機関との連携により、継続的な支援体制を確保できるよう努めます。

## ② 短期入所

### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所(合計)	人分	27	25	30	34	39	45
	人日分	91	117	123	148	190	242
福祉型短期入所	人分	26	23	28	32	36	41
	人日分	87	106	112	138	175	222
医療型短期入所	人分	1	2	2	2	3	4
	人日分	4	11	11	10	15	20

※一月あたりの平均値

平成30～令和2年度の利用実績は、利用人数・利用日数とも見込量を下回っています。

### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(合計)	人分	33	35	36
	人日分	135	143	147
福祉型短期入所	人分	31	33	34
	人日分	124	132	136
医療型短期入所	人分	2	2	2
	人日分	11	11	11

※一月あたりの平均値

短期入所は介護者の急な病気などで介護ができない時に短期的に入居ができる施設として必要性が高いサービスです。近隣市のサービス事業所の協力を得ながらサービス体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	36	38	43	36	38	40
施設入所支援	人分	55	53	51	53	53	53
自立生活援助(新)	人分	0	0	0	1	1	1

※一月あたりの平均値

共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、ほぼ見込量どおりの推移にあります。施設入所支援の利用実績は減少傾向にあります。

#### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	47	50	52
施設入所支援	人分	51	51	51
自立生活援助	人分	0	1	1

※一月あたりの平均値

共同生活援助（グループホーム）は増加傾向にあり、成果目標の「地域生活支援拠点等の整備」としてのサービス資源としても、今後、利用者の要望が高くなることが予想されます。住み慣れた地域で暮らし続けることができるように近隣市のサービス事業所とも連携を図り、必要なサービス量が確保していくよう努めます。

#### (4) 相談支援

##### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人分	57	73	68	55	57	59
地域移行支援	人分	1	0	0	0	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

※一月あたりの平均値

計画相談支援は平成30～令和2年度において、利用実績が見込量を上回っています。利用は増加傾向にあり、量の確保が求められます。

##### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	73	78	81
地域移行支援	人分	1	2	2
地域定着支援	人分	1	2	2

※一月あたりの平均値

単身世帯の増加や障害者の高齢化など、障害福祉サービスを必要とする人は増加すると見込まれます。新たなサービス対象者が必要なサービスを利用するためにも、計画相談支援の必要性は高まっています。そのために事業所等と連携をし、適正なサービス提供が行われる体制の整備に努めます。

(5) 障害児通所支援【障害児福祉計画】

〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人分	23	25	13	29	35	41
	人日分	205	173	157	264	324	397
放課後等デイサービス	人分	80	89	105	80	90	100
	人日分	1,117	1,311	1,575	1,120	1,260	1,400
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援(新)	人分	0	0	0	—	—	—
	人日分	0	0	0	—	—	—

※一月あたりの平均値

児童発達支援と保育所訪問支援は平成30～令和2年度において、利用実績が見込量を下回っています。放課後等デイサービスは平成30～令和2年度において、利用実績が見込量を上回っており、増加傾向にあります。

〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	12	12	12
	人日分	95	95	95
放課後等デイサービス	人分	114	123	130
	人日分	1,675	1,808	1,911
保育所等訪問支援	人分	1	1	1
	人日分	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

※一月あたりの平均値

放課後等デイサービスの利用実績が増加している状況から、近隣市の事業所と連携し必要なサービス量の確保に努めます。また、居宅訪問型の児童発達支援についても、現在、利用者はいませんが、近隣市の事業所とも連携し、必要なサービス体制が確保できるよう努めます。

## (6) 障害児相談支援【障害児福祉計画】

### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	人分	24	40	31	19	20	21

※一月あたりの平均値

障害児相談支援は平成30～令和2年度において、利用実績が見込量を上回っています。

### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	40	49	56

※一月あたりの平均値

今後も障害児通所支援を利用する方が増加すると見込まれることから、関係機関や近隣市、事業所等と連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

## (7) 発達相談センター

### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発達相談	人	25	36	36	25	27	30

※一月あたりの平均値

見込み量より実績は上回っています。平成29年に発達相談センターが開設され少しずつ認知が進み相談件数が増加したと思われます。

### 〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達相談	人(延)	39	39	39

※一月あたりの平均値

今後も発達が気になる方、その保護者等を対象に相談を実施していきます。併せて学校や保育園への訪問やペアレントプログラムなどの家族支援を行います。

### 3. 地域生活支援事業の活動指標

#### (1) 地域生活支援事業の利用実績

##### 〔第5期計画の実績〕

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
	延利用者数	393	381	350	440	440	440
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	2	2	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
意志疎通支援事業	実利用件数	70	113	52	71	73	75
日常生活用具給付事業	総給付件数	733	814	963	675	677	679
介護・訓練支援用具	給付件数	3	6	5	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	11	8	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付件数	1	3	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	4	1	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数	712	792	951	665	667	669
住宅改修費	給付件数	4	1	1	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業	修了者数	基礎 9	入門 13	中止	基礎 15	入門 20	基礎 20
移動支援事業	実利用者数	53	52	53	55	55	55
	延利用時間数	3,660	3,740	3,651	4,121	4,121	4,121
地域活動支援センター	実施箇所数	6	5	5	6	6	6
訪問入浴サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用回数	0	0	0	52	52	52
生活訓練等事業	実利用者数	1	2	2	3	3	3
日中一時支援事業	実利用者数	26	23	24	25	25	25
	延利用回数	722	665	731	1,112	1,112	1,112
レクリエーション活動等事業 (障害者スポーツ交流大会)	参加者数	223	246	中止	180	190	200
自動車運転免許取得費助成	実利用者数	0	1	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	0	1	3	3	3

(2) 地域生活支援事業の見込量

〔第6期計画の活動指標〕

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6
	延利用者数	400	420	440
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
意志疎通支援事業	実利用件数	74	76	78
日常生活用具給付事業	総給付件数	1,000	1,030	1,060
介護・訓練支援用具	給付件数	4	4	4
自立生活支援用具	給付件数	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数	985	1,015	1,045
住宅改修費	給付件数	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業	修了者数	基礎 15	入門 20	基礎 15
移動支援事業	実利用者数	52	52	52
	延利用時間数	3,740	3,740	3,740
地域活動支援センター	実施箇所数	5	5	5
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1	1	1
	延利用回数	52	52	52
生活訓練等事業	実利用者数	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数	23	23	23
	延利用回数	665	665	665
レクリエーション活動等事業 (障害者スポーツ交流大会)	参加者数	250	255	260
自動車運転免許取得費助成	実利用者数	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	1	1	1

- 地域生活支援事業全般について理解を広め利用を促進するために、パンフレット（「障害のある方の福祉制度のご案内」）を作成し、新規障害者手帳取得者に配布します。また、市ホームページ、FMラジオ等で地域生活支援事業の各事業を紹介し、事業の周知をしていきます。
- 理解促進研修・啓発事業については、地域住民に対して、障害者（児）の理解を深める講演会や研修を行います。さらに、地域住民と当事者や事業所等との交流の機会を増やしていきます。また、手話言語・障害者コミュニケーション条例の趣旨に合わせ、市民・事業者に対しての多様な手話等コミュニケーション手段の理解及び普及のための啓発講座や、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できる環境の整備、手話等コミュニケーション手段を学ぶ機会をつくります。
- 自発的活動支援事業については、当事者団体や家族会、ボランティア団体等の意見を尊重しながら、地域に合った事業を推進します。
- 相談支援事業については、相談支援事業者等と更に連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実を図るとともに相談支援事業者を支える体制づくりのため、基幹相談支援センターの機能を構築します。  
また、対象となる障害の種類や法改正等に対応するため、研修会の開催等自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各相談機関の連携による相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、当制度を利用することが有用と認められる知的障害、又は精神障害のある人等の権利を守ることができるよう、制度の周知と利用の支援を行います。
- 手話奉仕員等養成研修事業及び、意志疎通支援事業については、支援を担う手話奉仕員や要約筆記者の人材育成を行います。
- 日常生活用具給付事業については、障害のある人や難病患者等が在宅での日常生活をより円滑に行うために、必要な用具を給付します。
- 移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害者等に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
- 地域活動支援センター事業については、医療・福祉・地域連携強化の調整、ボランティア育成、障害理解促進普及啓発、相談支援事業を実施します。関係機関と連携を図り、機能を強化することで、障害のある人のより豊かな地域生活を支援します。
- 日中一時支援事業については、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害者等に活動の場を提供します。
- レクリエーション活動等事業については、個々の状況に配慮したスポーツ・レクリエーション活動を支援します。また、障害者スポーツ大会のような障害のある人もない人も交流できる機会の充実を支援していきます。

## 第5章 計画の推進

### 第1節 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、地域における障害のある人等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情及びニーズを正確に把握するように努めます。

また、野々市市障害者自立支援協議会を核として、相談支援の提供体制の確保を含む障害のある人等への支援体制を整備し、本計画の推進を図ります。

### 第2節 計画の進行管理

計画の進捗管理は、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、その進捗状況を定期的に把握したうえで (Check)、その後の取り組みを改善する (Action)、PDCAサイクルを基本とします。

評価は、庁内での事業評価と野々市市障害者自立支援協議会での意見交換によって実施し、翌年度の事業を改善していくことで、計画を推進します。

#### (障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス)

